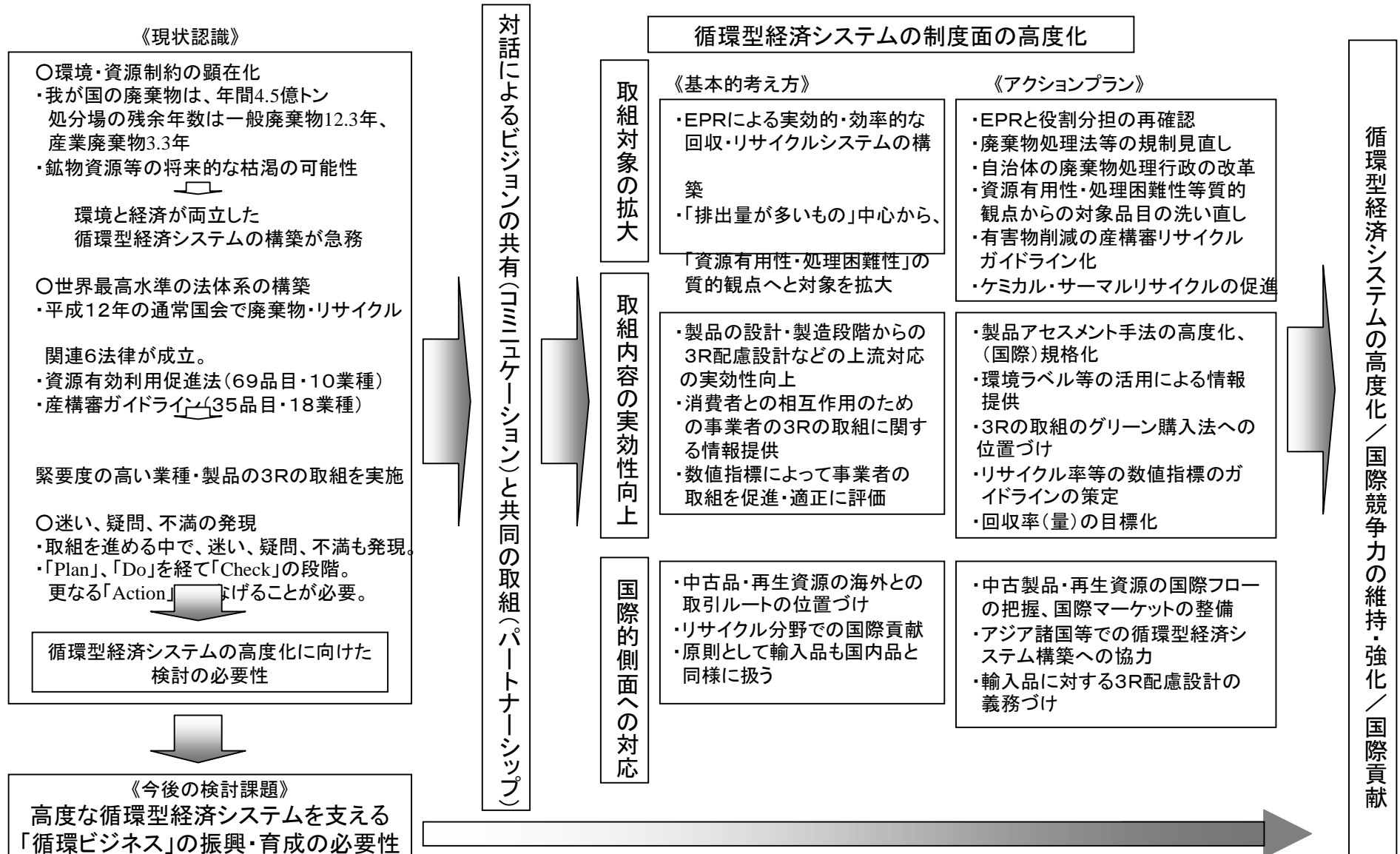


産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 企画WG中間とりまとめ
「循環型経済システムの高度化に向けて」

平成13年2月



《現状認識》

○環境・資源制約の顕在化
 ・我が国の廃棄物は、年間4.5億トン
 処分場の残余年数は一般廃棄物12.3年、
 産業廃棄物3.3年
 ・鉱物資源等の将来的な枯渇の可能性

環境と経済が両立した
 循環型経済システムの構築が急務

○世界最高水準の法体系の構築
 ・平成12年の通常国会で廃棄物・リサイクル
 関連6法律が成立。
 ・資源有効利用促進法(69品目・10業種)
 ・産構審ガイドライン(35品目・18業種)

緊要度の高い業種・製品の3Rの取組を実施

○迷い、疑問、不満の発現
 ・取組を進める中で、迷い、疑問、不満も発現。
 ・「Plan」、「Do」を経て「Check」の段階。
 更なる「Action」を上げることが必要。

循環型経済システムの高度化に向けた
検討の必要性

《今後の検討課題》

高度な循環型経済システムを支える
「循環ビジネス」の振興・育成の必要性

循環型経済システムの制度面の高度化

《基本的考え方》

・EPRによる実効的・効率的な
 回収・リサイクルシステムの構
 築
 ・「排出量が多いもの」中心から、
 「資源有用性・処理困難性」の
 質的観点へと対象を拡大

取組対象の拡大

取組内容の実効性向上

・製品の設計・製造段階からの
 3R配慮設計などの上流対応
 の実効性向上
 ・消費者との相互作用のため
 の事業者の3Rの取組に関す
 る情報提供
 ・数値指標によって事業者の
 取組を促進・適正に評価

国際的側面への対応

・中古品・再生資源の海外との
 取引ルート的位置づけ
 ・リサイクル分野での国際貢献
 ・原則として輸入品も国内品と
 同様に扱う

《アクションプラン》

・EPRと役割分担の再確認
 ・廃棄物処理法等の規制見直し
 ・自治体の廃棄物処理行政の改革
 ・資源有用性・処理困難性等質的
 観点からの対象品目の洗い直し
 ・有害物削減の産構審リサイクル
 ガイドライン化
 ・ケミカル・サーマルリサイクルの促進

・製品アセスメント手法の高度化、
 (国際)規格化
 ・環境ラベル等の活用による情報
 提供
 ・3Rの取組のグリーン購入法への
 位置づけ
 ・リサイクル率等の数値指標のガ
 イドラインの策定
 ・回収率(量)の目標化

・中古製品・再生資源の国際フロー
 の把握、国際マーケットの整備
 ・アジア諸国等での循環型経済シ
 ステム構築への協力
 ・輸入品に対する3R配慮設計の
 義務づけ

循環型経済システムの高度化／国際競争力の維持・強化／国際貢献